

# #5 特例有限会社になっても、結局消滅！？ ～選択が迫られる有限会社～

## #5案内より

新会社法では有限会社は消滅・既存有限会社は自動的に特例有限会社に移行存続。しかし、事実上の時限立法なので、最終的には株式会社かLLCへの移行が迫られる。さらに、特例有限会社のままでも機関設計のための定款見直しは必須。

そもそもなぜ、有限会社はなくなるのか。

従来の商法上の株式会社は、大規模企業を想定した規定となっていたため、小規模企業が物的会社を設立・運営するにはそぐわない事項が多かった。そこで、役員などの機関を簡便な規制にして小規模企業でも使いやすい制度として「有限会社制度」が導入された。

しかし、新会社法では、会社の機関として最小のものでは「株主総会」と、「取締役(1名)」で良いとしている。このため、株式会社の簡便組織形態という位置づけであった有限会社を規定する「有限会社法」の意味が薄れ、存続させておく必要がなくなり、廃止されることとなった。

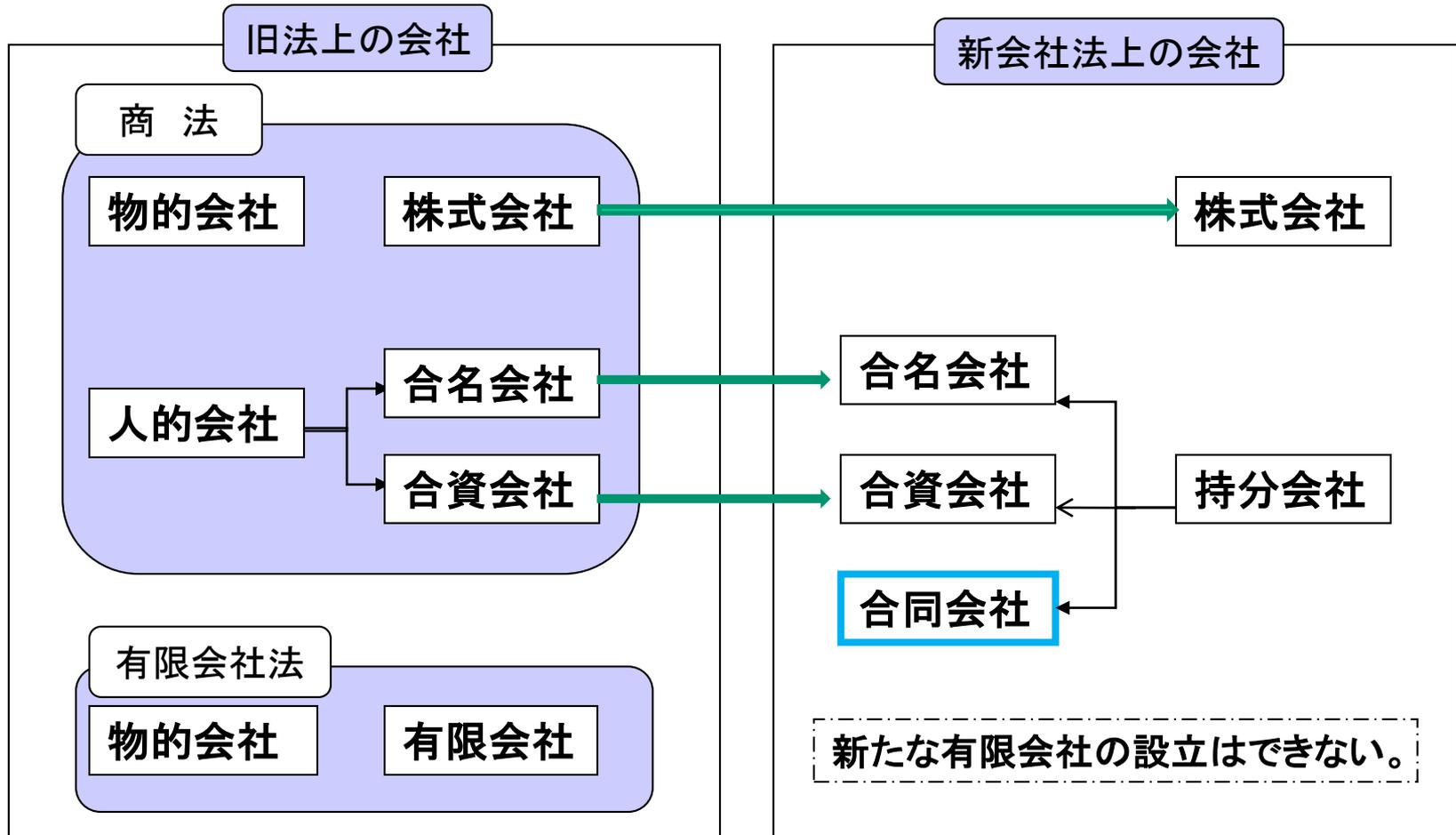
ではなぜ、有限会社の名を残しているのか。

新会社法では有限会社は「特例有限会社」として継続することもできる。また、LLCという新たな選択肢も生まれ、有限会社は適切な組織形態を選択することができるようになっている。しかし、現在残されている特例有限会社も今は期限がつけられていないものの、新会社法が社会に定着すれば、いずれ必ず廃止される。

すなわち、新会社法は有限会社に対し、他の組織形態へ移行する時間を与える措置をしている。

# 今までの復習

新会社法施行によって、「会社」はこう変わる



「整備法」とは・・・「整備法」とは正式名称を「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」といい、有限会社法の廃止に伴う経過措置等を定めた法律です。既存の有限会社が存続する場合の特例や確認有限会社などの取り扱いが定められています。

# 有限会社は消滅！この先どうするのか(移行法)

## 1. 特例有限会社として継続する

「有限会社」と「特例有限会社」の違い

- 会社法上は「株式会社」として扱われる。
- 決算公告義務が免除される。
- 取締役や監査役の任期がない。

【出資などの関連】

有限会社

特例有限会社

出資者の数	1～50人
出資者の名称	社員
総会の名称	社員総会
最低資本金	300万円
種類株式の発行	できない



出資者の数	1人以上
出資者の名称	株主
総会の名称	株主総会
最低資本金	1円以上
種類株式の発行	できる(一部制限あり)

【総会関連】

普通決議	定足数	総社員の議決権の過半数
	決議要件	出席社員の議決権の過半数が賛成
特別決議	定足数	総社員の半数以上
	決議要件	総社員の議決権の3/4以上の賛成



普通決議	定足数	議決権を行使できる株主の議決権の過半数
	決議要件	出席株主の議決権の過半数が賛成
特別決議	定足数	総株主の半数以上(これを上回る割合を定款で定めた時はその割合)
	決議要件	出席株主の議決権の3/4以上の賛成(同上)

**注意！！** 有限会社法では出資1口につき議決権、利益の配当、残余財産の分配は平等に行う事が原則で、定款で別段の定めを置くことで平等に扱わない特例がみとめられていた。特例有限会社で同様に議決権に別段の定めがある場合は種類株式を発行しているとみなされ、新会社法施行6カ月以内に登記をしないと100万円以内の過料となる。

## 有限会社は消滅！この先どうするのか(移行法)

### 2. 株式会社に移行する

従来の商法では、有限会社を株式会社に変更する場合は「組織変更」の扱い。新会社法では「定款変更」の扱いになる。

※組織変更とは、会社が他の会社類型に変更する場合、会社の人格の同一性を保ちながら変更すること。

**STEP1** 定款を変更して、商号中に株式会社という文字を入れる。



**STEP2** 有限会社の**解散**の登記をする。



**STEP3** 株式会社の**設立**の登記をする。

- 登記は本店所在地においては、定款変更後2週間以内に行う。
- 株式会社に移行すると、当然特例有限会社として許されていた特例はすべて適用できなくなり、株式会社としての法規制が働くようになる。
- 一度株式会社に変更すると、特例有限会社に戻ることはできない。
- 機関設計が柔軟にできるようになる。( #1 参照 )
- 取締役や監査役の任期に制限がある。

## 有限会社は消滅！この先どうするのか(移行法)

### 3-1. 持分会社の概要

従来の商法では、有限会社が株式会社以外の会社(合名会社・合資会社)に組織変更することはできなかったが、新会社法では、株式会社(特例有限会社を含む)と持分会社間の組織変更が可能になった。

#### 持分会社とは

- ①会社内部の機関設計が自由にできる。
- ②出資者である社員が原則として業務執行権と代表権を有する。(所有と経営が一致している)
- ③「合同会社」「合資会社」「合名会社」の3種類がある。

#### 【持分会社の比較】

	合名会社	合資会社	合同会社(LLC)	株式会社
出資者の責任	無限責任	無限責任／有限責任	有限責任	有限責任
出資の目的	信用・労務も可	信用・労務も可	金銭のみ	金銭のみ
組織構成	自由	自由	自由	法律による
利益配分	自由	自由	自由	出資比率
議決権	1人1議決権	1人1議決権	1人1議決権	1株1議決権
決算公告	不要	不要	不要	必要

### 3-2. 持分会社に移行する場合の手続き

**STEP1** 組織変更計画の作成、閲覧計画の作成、書面の備置き、閲覧。



**STEP2** 総株主の同意により組織変更計画の承認。



**STEP3** 債権者保護手続き。



**STEP4** 組織変更の登記。

#### LLPとLLCについて

LLP(有限責任事業組合)は2人以上が出資して設立する組合組織。出資者が有限責任であり、出資者の意思による内部自治が認められている点などでLLCと共通しているが、規制する法律や課税方法が大きく異なる。

- ・LLC(合同会社) … 法人税が課税される。
- ・LLP(有限責任事業組合) … 組合の構成員一人一人に対して課税(構成員課税)される。

### 4. 個人事業に戻る

事業が思わしくない場合等、有限会社を解散し、個人事業に戻る、あるいは事業そのものを清算するという対応。会社は設立するよりも清算するほうが手続きが面倒。

## 特例有限会社のメリットとデメリット

### 特例有限会社として存続するメリット

- 役員の任期が無期限
- 決算公告が不要
- 監査役の権限は会計監査のみ
- 組織変更に費用がかからない
- その他のメリット(休眠会社のみなし解散が適用されない)

### 特例有限会社として存続するデメリット

- 株式の譲渡権限の定めを変更できない
- 新会社法の機関設計を有効に使えない(会計参与の設置ができない)
- 有限会社のイメージが古く、株式会社の響きにかなわない

特例有限会社は本当になにもなくてよいのか。

- 特例有限会社として存続する場合の手続き  
株主総会招集を決定  
株主総会招集通知  
株主総会において定款変更決議(特別決議)  
定款の記載を修正

ほとんどの有限会社は何もしないという選択をしている。ただし、時限立法であり、整備法も経過措置といえる状態を考えれば、新会社法の定款自治の目的を考え、会社の実態を法律に合わせる「積極的経営」の転換が有限会社の生き残りを左右するといえる。